

「民間紛争解決業務の認証制度」(仮称)の導入等に関する主要な論点

1. ADR 法制の骨格

- (1) 法制整備に至らない可能性が大であるとしても、基本理念規定のみで十分とする考え方
- (2) 法制整備の意義は、認証制度の導入も視野に、利用者利便の向上を図るための法的措置を規定することにあるとする考え方

2. 認証制度の必要性

- (1) 一般国民に民間ADRを選択する目安を提供
- (2) ADRの実効性を確保(法的効果等の付与)

3. 認証制度の性格

- (1) 認証を受けるか否かはADRを行う者の任意とし、認証を受けなくとも、従来どおりの業務を行うことは可能な仕組みとする考え方
- (2) 認証を受けなければADRの業務を行うことはできない仕組みとする考え方

4. 公正・適確なADRであることの要素

- (1) 主宰者の能力のみで判断すればよいとする考え方
- (2) 主宰者の能力、手続面や組織面(ADR業務の提供基盤)の公正・適確性を合わせて判断する必要があるとする考え方

5. 公正・適確なADRであることを制度的に担保する方法

- (1) 「認証の要件」として認証審査の段階で担保
- (2) 「認証を受けた者の義務」として業務遂行の段階で担保
- (3) (1)の適合性や(2)の遵守状況の継続的な監督

6. 認証の要件として考えられる事項

- (1) 不適格事由が存在しないこと
- (2) 公正・適確にADR業務を行う能力及び経理的基礎を有すること
- (3) 公正・適確なADR業務の実施に必要な手続準則が存すること
- (4) その他

7．認証を受けた者の義務として考えられる事項

- (1) ADR業務の実施に関する事項の公表（情報開示）
- (2) 利用者に対する手続の内容の説明
- (3) 手続準則（6（3））の遵守
- (4) 暴力団員等の使用の禁止
- (5) 業務上の秘密の保持
- (6) 利用者等からの苦情の適切な処理
- (7) その他

8．認証後の監督の内容

- (1) 認証を受けた者による帳簿書類の作成保存や事業報告書の提出
- (2) 認証主体による報告徴収や検査
- (3) 認証主体による業務改善命令や認証の取消し

9．認証を受けることによる法律上の効果として考えられる事項

- (1) 認証を受けている旨の表示権限
- (2) 弁護士以外の者によるADR手続の主宰（弁護士法第72条との関係）
 - ア 公正・適確な業務遂行を確保するため、認証の要件（6）や認証を受けた者の義務（7）に関し、一定の措置を構ずるものとする考え方
 - イ その他の考え方
- (3) 訴訟手続との連携（仲裁の場合を除く。）
 - ア 手続の申立てによる時効の中断
 - (ア) 個別労働紛争解決促進法タイプによるものとする考え方
 - (イ) その他の考え方
 - イ 訴訟手続の中止
 - (ア) 当事者間の合意を前提に、受訴裁判所の裁量的判断によるものとする考え方
 - (イ) その他の考え方
 - ウ 調停前置の例外化
 - (ア) 受訴裁判所の裁量的判断によるものとする考え方
 - (イ) 原則として、調停前置の原則を適用しないものとする考え方

10．認証業務に係るADRで成立した和解の執行力

- (1) 要件・手続のいかんにかかわらず、執行力を付与すべきでないとする考え方
- (2) 認証を受けたADRの手続で和解が成立したものであることのほか、付加的・加重的な要件・手続を設定した上で、執行力を付与すべきとする考え方

11．認証主体

(1) 主務大臣

ア 認証の要件(6)との関係

イ 認証の効果等(9、10)との関係

ウ 認証を受ける者に対する他の制度(公益法人制度など)の下での監督との関係

(2) 認証の手続や認証の取消しの手続における第三者機関の関与

(注) 民間の紛争解決手続について、認証制度と合わせ、基本理念や国等の責務などを規定することについても検討する。